

## 協議事項（２）議員定数・報酬の検討方法について

議員定数は「審議してもらふ付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討する」とされ、第７回で意見を聞いたので、報酬の審査方法も含め、アンケート結果を見ながら各会派の意見を取りまとめ、検討を始めることとしていたが、理事者側との第三者委員会の設置の協議を踏まえ検討する。

## 【会派の意見】

会派名	意見
鷲ヶ巣会	(議員定数)  (報酬)
新政村上	(議員定数)  (報酬)
清流会	(議員定数)  (報酬)
市政クラブ	(議員定数)  (報酬)
高志会 (参考)	(議員定数)  (報酬)
日本共産党	(議員定数)  (報酬)